

国海員第68号
令和7年7月8日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

自動運航船に乗り組む乗組員に係る教育訓練について

自動運航システム（船舶自動化船設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十一条の二に規定する自動運航システムをいう。以下同じ。）を有する船舶（以下「自動運航船」という。）については、現在、商用運航への実現化に向けて検討が進められているところであるが、国内法における制度整備を図るまでの間、乗組員及び船舶等の安全面を考慮し、下記に規定する教育訓練を修了した者を自動運航船に乗り組ませることを求めることとするので、貴会傘下の関係者に周知願いたい。

記

1. 自動運航船に乗り組む乗組員を対象とした教育訓練の実施とその内容

(1) 教育訓練の対象者

教育訓練の対象者は、自動運航船に乗り組む乗組員のうち甲板部の業務を行う者とする。

(2) 教育訓練の実施

船舶所有者は、搭載された自動運航システムの機能、操作方法等をよく理解した上で、自動運航船に乗り組む(1)の乗組員に対して、(3)の表の「教育訓練の内容」を網羅した教育訓練を自動運航船に乗り組む前に実施することとする。

なお、教育訓練は、船舶安全法施行規則第51条第2項に基づく自動運航システムの運用を安全に行うために必要な方法及び条件が記載された資料の承認を受ける都度、実施することとする。

(3) 教育訓練の内容

教育訓練は、乗組員が搭載された自動運航システムの機能、操作方法等を理解し、その運用を安全に行うための方法及び条件を習熟できるよう、当該システムの設計・開発を行

った事業者からの協力を得て実施するものとし、具体的な教育訓練の内容は次表のとおりとする。

教育訓練の対象者	教育訓練の内容
乗組員のうち甲板部の業務を行う者	a. 自動運航システムの機能に関する知識 ・ 機器の構成と各機器の役割 ・ 船員とシステムの役割分担 ・ 船員と陸上監視員の役割分担 ・ システムの保守、点検 ・ サイバーリスクと対策 ・ 不具合、非常時の対応 ・ 取り扱い上の注意事項 b. 自動運航システムの操作方法 ・ システムの起動、終了方法 ・ 航海計画等の設定方法 ・ 各ステータスの見方 ・ システムから提示されたタスクへの対応方法 ・ 提示されたタスクを承認しなかった場合の対応方法 ・ 手動操船への切替え方法 ・ 異常発生時の操作手順

(4) 教育訓練の実施方法

- ① 教育訓練は、その内容に応じ社外又は社内の別を問わず、適切な教育訓練を受けられる機関・団体等においてシミュレータ及び船上に搭載された機器を用いて実施するものとするが、その実施にあたっては、システムの設計・開発を行った事業者の協力（講師の派遣、教材・手順書等の提供など）を得て行うものとする。
- ② 船舶所有者は、教育訓練の実施後には、その内容（実施年月日、実施機関、実施場所、各教育訓練の具体的内容、教育訓練対象者の氏名・職務、講師の氏名・所属先等）について記録を作成し、保管するものとする。

2. 教育訓練の実施状況の確認

(1) 教育訓練の確認

船舶所有者は、自動運航船の乗組員のうち甲板部の業務を行う者を乗り組ませる前に、

1. に規定する教育訓練の修了について、国土交通省海事局船員政策課（以下「船員政策課」という。）の確認を受けるものとする。

(2) 確認の申請

- (1)の確認を受けようとする船舶所有者は、第1号書式による申請書に、上記1.(4)②の記録を添えて、船員政策課に提出するものとする。

(3) 審査

船員政策課は、(2)の申請があったときは、1.(3)の表の「教育訓練の内容」に応じた教育訓練の実施状況及び実施した教育訓練の内容について審査（必要に応じて教育訓練を実施する機関・団体等を実地で確認することを含む。）を行い、教育訓練の修了が認められるときは、申請者である船舶所有者に対し、教育訓練修了者ごとに第2号書式による自動運航船に乗り組む乗組員に係る教育訓練の修了に関する確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。

なお、当該確認書は、確認を受けた自動運航船の乗組員としてのみ有効とする。

(4) 雇入届出時における確認

船舶所有者は、自動運航船の乗組員のうち甲板部の業務を行う者に関し、船員法第37条に基づく雇入契約の成立等の届出をしようとするときは、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に当該乗組員に係る確認書を提示するものとする。

地方運輸局は、自動運航船に係る雇入契約の成立等の届出があったときは、職名が甲板部の業務を行う者について、当該自動運航船に係る確認書の提示を求め、1.に規定する教育訓練修了者であることを確認したうえで届出を受理するものとする。

なお、自動運航船に係る雇入契約の成立等の届出の受理は、地方運輸局に限るものとする。

(5) 自動運航船に係る一括届出の取扱い

船員法施行規則第22条の一括届出の許可は、当該一括届出の対象となる船舶に自動運航船が含まれない場合に限り、適用するものとする。

以上

第 1 号書式

自動運航船に乗り組む乗組員に係る
教育訓練の修了に関する確認を受けるための申請書

年 月 日

国土交通省海事局船員政策課長 殿

申請（申出）者の氏名又は名称
代表者の氏名

「自動運航船に乗り組む乗組員に係る教育訓練について」（令和 7 年 7 月 8 日付け国海員第 6
8 号） 2. (1) に基づく確認を受けたいので、別紙関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 教育訓練を実施した自動運航システムを搭載する船舶

船名	船舶番号	総トン数

2. 教育訓練を修了した乗組員

氏名	船員手帳番号	乗組開始予定日

第 2 号書式

自動運航船に乗り組む乗組員に係る教育訓練の修了に関する確認書

第 号

年 月 日

申請（申出）者の氏名又は名称

代表者の氏名

国土交通省海事局船員政策課長

年 月 日付け による確認の申請について、「自動運航船に乗り組む乗組員に係る教育訓練について」（令和 7 年 7 月 8 日付け国海員第 6 8 号）2. (1)に基づく確認を行ったので、下記の内容に係る確認書を交付します。

記

1. 教育訓練を実施した自動運航システムを搭載する船舶

船名	船舶番号	総トン数

2. 教育訓練を修了した乗組員

氏名	船員手帳番号	備考